

# 多目的フィールド使用時の注意事項

## ■施設の予約・申請

1. 施設の予約・申請は、使用日の60日前から可能です。
2. 予約の際は、使用希望日、時間帯を伝え、予約状況に空きがあれば、予約を入れることができます。
3. 予約後、運動公園管理事務所（市民球場内）にて使用許可申請書の記入、使用料のお支払いをしていただきます。
4. 申請手続き後、使用許可書を発行いたしますので、使用の際は係員に許可書を提示してください。

## ■利用時間

1. 施設の利用時間は、4月～11月は午前5時～日没です。12月～3月の冬期間は芝生の養生のため使用できません。
2. 利用可能時間と申請受付時間が異なりますので、早朝や夜間の使用を希望する方は、早めの申請手続きをお願いします。
3. ご利用時間には準備、片付け、清掃等の時間も含まれます。利用時間は必ず守ってください。

## ■グラウンドの保全

1. 芝グラウンドは保全の為、占用しての利用は原則として週2日を目安とします。
2. グラウンド状態が不良で、芝が極度に荒れる恐れがある場合は、使用を制限する場合があります。
3. 芝生内での飲食は、禁止します。（水分補給は可）
4. 芝生内での水分補給は「水」に限ります。  
（スポーツドリンク、ジュース等の飲料水は芝生外で飲用してください。）
5. ミニハードルやラダー等、一定の場所での反復利用は避けてください。
6. ラインは、芝の育成を損なわないように専用ペイントを使用してください。
7. 専用ペイントは使用者が準備し、ライン引き及びライン消しは使用者が行ってください。
8. 天然芝内にはクーラーボックス、荷物（バッグ類）等を置いたり、シート等を敷いたりしないでください。

## ■施設・設備使用

1. 防球ネットを超えて、道路にボールが飛び出すような危険性のある使用は禁止します。
2. 大会前には、職員との打合せを十分に行い、スムーズな運営に努めてください。
3. 使用した設備、器具等は、清掃を行い、使用前の状態に戻し整理してください。
4. 施設、設備、器具等は、破損することのないよう十分に注意してください。万一破損した場合は、相当額を弁償願います。（怠った場合は、以後の使用を許可しない場合もあります。）

## ■使用料の還付

1. 使用料の還付は、還付申請書の提出により行います。[条例施行規則第7条]
2. 使用料の還付の割合は、次のとおりとなります。

a. 使用者が自己の責めに因らない理由で使用できなかったとき。	全 額
b. 使用者が使用開始前7日までに使用の取り消しを申し出たとき。	全 額
c. 使用者が使用開始前6日から前日までに使用の取り消しを申し出たとき。	半 額

## ■駐車場の使用

1. 多数の利用者が予想される場合は、駐車場責任者を含む駐車場計画を作成し、係員を配置してください。
2. 駐車は、専用駐車場又は指定する場所とし、路上駐車等周辺には駐車しないでください。
3. 身障者用駐車エリアへの一般車両の駐車は禁止します。

## ■その他

1. 事故防止に努め、万一事故発生の場合は、責任を持って速やかに対処してください。
2. 公園内での喫煙と火気の使用は禁止です。
3. ペットを連れての入園はご遠慮ください。
4. 原則として、ゴミは持ち帰ってください。(大会等で発生したゴミは、主催者側で処分すること。)
5. 使用にあたっての注意事項、マナー等については、使用者全員に徹底してください。
6. 公園内での調理等は、原則として禁止です。
7. 使用中、第三者に損害をおよぼしたときは、自己の責任において解決してください。